

令和5年度
地域森林管理支援センター業務委託

プロポーザル公募要領

令和5年2月1日

岐阜県林政部森林活用推進課

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 第1 | 募集の内容 | 3 |
| 1 | 委託業務名 | |
| 2 | 業務内容等 | |
| 3 | 委託業務期間 | |
| 4 | 委託費の上限 | |
| 第2 | プロポーザルに係る事項 | 3 |
| 1 | プロポーザル参加の要件 | |
| 2 | 企画提案書の作成 | |
| 3 | プロポーザルの手続等 | |
| (1) | スケジュール | |
| (2) | 公募要領等の配布時間・場所 | |
| (3) | 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表 | |
| (4) | プロポーザル参加申込書の受付 | |
| (5) | 企画提案書等、書類の受付 | |
| (6) | プロポーザル参加に際しての注意事項 | |
| (7) | 見積書作成に当たっての注意事項 | |
| 第3 | 評価に係る事項 | 7 |
| 1 | 評価方法 | |
| 2 | プロポーザル評価会議 | |
| 3 | 評価項目及び評価内容 | |
| 第4 | 選定に係る事項 | 7 |
| 1 | 最優秀提案者の選定 | |
| 2 | 提案者が1者またはない場合の取扱い | |
| 3 | 選定結果の通知及び公表 | |
| 第5 | 契約の締結 | 8 |
| 1 | 契約方法 | |
| 2 | 契約保証金 | |
| 第6 | 業務の適正な実施に関する事項 | 8 |
| 1 | 関係法令の遵守 | |
| 2 | 業務に一括再委託の禁止 | |
| 3 | 個人情報保護 | |
| 4 | セキュリティ対策 | |
| 5 | 守秘義務 | |
| 6 | 暴力団の妨害又は不当介入における通報等 | |
| 7 | 著作権 | |
| 8 | 立入検査等 | |
| 第7 | 業務の継続が困難となった場合の措置について | 8 |
| 1 | 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合 | |
| 2 | その他の事由により業務の継続が困難となった場合 | |
| 第8 | その他 | 9 |
| 第9 | 問い合わせ先及び各種書類の提出先 | 10 |
| 別表 | 評価項目及び評価内容 | 11 |

令和5年度地域森林管理支援センター業務委託 プロポーザル公募要領

平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に市町村が対象森林を集積し、林業に適した森林については、意欲と能力のある林業事業体に経営を委託する一方、林業に適さない森林については、市町村自ら経営管理をすることになりました。

県では、市町村による森林経営管理制度の取り組みを総合的に支援するため、令和3年10月に地域森林管理支援センター（以下「支援センター」という。）を開設し、市町村相談窓口の設置や巡回支援、林務担当職員研修及び情報発信等により、市町村の体制を支援しています。

しかし、こうした取組みにもかかわらず、現在、次のような課題があります。

- ① 県内の私有林人工林には未整備森林が依然として数多く存在していること
- ② 森林経営管理制度に基づく意向調査を実施した後、森林整備のために必要な境界明確化が進まない市町村が多いこと
- ③ 森林経営管理制度の推進に向けた取組指針、長期的な間伐計画が策定されていない市町村が多いこと
- ④ 未整備森林の整備のために市町村に譲与されている森林環境譲与税の活用が低調または使途が決まらない市町村があること

そこで、本業務では、これまでの支援内容に加え、森林経営管理制度に基づく間伐を促進するため、市町村の実行計画作成支援を強化し、森林整備の事業量拡大を図ることを目的とするものです。

当該業務に関するプロポーザルの参加事業者を募集します。

○留意事項

令和5年第1回岐阜県議会定例会において、本業務に係る予算案が可決・成立しない場合は今回の企画提案による業務委託の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 委託業務名

令和5年度地域森林管理支援センター業務委託

2 業務内容等

別紙「令和5年度地域森林管理支援センター業務委託仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 委託費の上限

29,206,100円（消費税及び地方消費税込み）

※当該上限額を超える見積額の提案は、選定対象外とします。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人若しくは法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であって、以下の①から⑨までの条件を満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に「令和5年度地域森林管理支援センター業務委託」プロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）の日までに掲載されている者であること。

③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

④ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

⑤ 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。

⑥ この業務に関して、他の共同体の構成員を兼ねている者でないこと。

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

⑨ 岐阜県地域森林監理士、森林総合監理士、技術士（森林部門）のうち、いずれかの資格者を本業務に従事させることができる者であること。

※なお、共同体で参加する場合にあっては、以下の（ア）から（エ）までの条件を満たすものとしません。

（ア）代表者は、構成員のうち出資比率が最大であること。

（イ）代表者が、上記①～⑧のすべての条件を満たしていること。

（ウ）共同体の構成員の中で、上記⑨の条件を満たしていること。

（エ）代表者以外の構成員が上記①及び③から⑧までの条件を満たしていること。ただし、次のいずれかに該当する者は参加できません。

- ・消費税及び地方消費税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がある者
- ・県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）を除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がある者
- ・上記 2 点について、証明できる書類の写し（直近のもの）をプロポーザル参加申込時に提出すること

2 企画提案書の作成

「第 1 募集の内容」に記載の業務委託仕様書に従って、「様式 1」により作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格 A 4 縦型（一部 A 3 版資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

3 プロポーザルの手続等

（1）スケジュール

| 項目 | 日程 |
|------------------|---|
| ① 公募要領等の公表・配布 | 令和 5 年 2 月 1 日（水）～ 令和 5 年 3 月 1 日（水）正午 |
| ② 公募要領等に関する質問受付 | 令和 5 年 2 月 1 日（水）～ 令和 5 年 2 月 28 日（火）正午 |
| ③ プロポーザル参加申込受付期間 | 令和 5 年 2 月 1 日（水）～ 令和 5 年 2 月 15 日（水）正午 |
| ④ 企画提案書受付期間 | 令和 5 年 2 月 1 日（水）～ 令和 5 年 3 月 1 日（水）正午 |

| | |
|--------------|--------------|
| ⑤ プロポーザル評価会議 | 令和5年3月上旬（予定） |
| ⑥ 審査結果の通知・公表 | 令和5年3月中旬（予定） |

（２）公募要領等の配布時間・場所

- ①配布日時 **令和5年2月1日（水）～令和5年3月1日（水）（閉庁日を除く）**
午前8時30分～午後5時15分まで（最終日は正午まで）
- ②配布方法 岐阜県のホームページ内の以下のページにて公開
<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/269294.html>

（３）公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ①質問書受付期間
令和5年2月1日（水）～ 令和5年2月28日（火）
午前8時30分～午後5時15分まで（最終日は正午まで）
- ②質問書提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を岐阜県森林活用推進課あてに郵送、ファクス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出してください。
宛先 岐阜県林政部 森林活用推進課 森林吸収源対策室 森林吸収源対策係
（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁14階）
FAX 058-278-2702
電子メールアドレス c11513@pref.gifu.lg.jp
※提出後は後記の提出先に確認の電話をしてください。
※電子メールの件名に「【質問】令和5年度地域森林管理支援センター業務委託」と記したうえで送信してください。
- ③回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページ内の以下のページにて公開します。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/269294.html>

（４）プロポーザル参加申込書の受付

- ①受付期間
令和5年2月1日（水）～令和5年2月15日（水）（閉庁日を除く）
午前8時30分～午後5時15分まで（最終日は正午まで）
- ②提出書類
ア 参加申込書（別紙2）
イ 共同体構成員届出書（別紙3）（該当する場合のみ）
ウ 共同体協定書（別紙4）（該当する場合のみ）
エ 共同体委任状（別紙5）（該当する場合のみ）
- ③提出部数 各1部
- ④提出方法
・上記受付期間内に、森林活用推進課へ持参又は郵送（令和5年2月15日正午必着）により提出してください。
・持参の場合は、岐阜県ホームページ（<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/ken-shisetsu/2965.html>）上に掲載されている「入庁フロー」に従い、手続きを行ってください。
・郵送の場合は、「簡易書留郵便」等配達記録が残るものとしていただくと共に、電話により、岐阜県林政部 森林活用推進課 森林吸収源対策室 森林吸収源対策係（TEL 058-272-8821）へ送達を確認してください。

（５）企画提案書等、書類の受付

①受付期間

令和5年2月1日(水)～令和5年3月1日(水)(閉庁日は除く)
午前8時30分～午後5時15分まで(最終日は正午まで)

②提出書類

- ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式1＞
別添「業務委託仕様書」を参考に提案してください。
- イ 見積書(様式任意、見積内訳書を含むこと)
- ウ 法人等に関する書類
(ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＜様式2＞
(イ) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)
(ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(団体の場合は、同様の内容がわかる資料)
※共同体として応募する場合、上記ウの(イ)を除く書類は、全ての者の分を提出してください
- エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式3＞

③提出部数

各8部(正本1部、副本7部)

④提出方法

- ・上記受付期間内に、森林活用推進課へ持参又は郵送(令和5年3月1日正午必着)により提出してください。
- ・持参の場合は、岐阜県ホームページ(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/ken-shisetsu/2965.html>)上に掲載されている「入庁フロー」に従い、手続きを行ってください。
- ・郵送の場合は、「簡易書留郵便」等配達記録が残るものとしていただくと共に、電話により、岐阜県林政部 森林活用推進課 森林吸収源対策室 森林吸収源対策係(TEL 058-272-8821)へ送達を確認してください。

⑤その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 「評価会議」構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 公募要領に違反すると認められる場合
- ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領及び別紙「業務委託仕様書」の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、「評価会議」開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を森林活用推進課に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 見積書及び積算内訳書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額としてください。契約金額は、見積書記載金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）とします。
- ② 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合するものとしてください。

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「評価会議」が行います。

なお、「評価会議」における評価は、評価項目及び評価内容（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

① 開催時期 **令和5年3月上旬（予定）**

② 開催場所

岐阜県庁内会議室（岐阜市藪田南2丁目1番1号）（予定）

③ 企画提案の所要時間（1提案者あたり、予定）

プレゼンテーション 15分間以内

評価会議の構成員からの質疑 10分間程度

④ 注意事項

- ・正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。
- ・プレゼンテーションを行う方は1提案者あたり3名までとします。（共同体においても1共同体あたり3名までとします。）
- ・プレゼンテーションに際しては、提出書類とは別に補足資料を用いて説明することも可能とします。なお、その場合においては、当日、当該補足資料を8部持参してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・パソコン・プロジェクター等の機材の使用は不可とします。事前に提出された紙資料のみで説明してください。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者の選定

- ① 評価会議構成員において別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。
- ② 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例：提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあつて空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。
ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とします。
なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。
- ④ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。
- ⑤ ①の評価会議構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点として、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

2 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、または提案者がない場合には、公募を取り止めます。

3 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに文書にて参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 評価会議における全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しません）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 「評価会議」の構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合はその理由

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により、必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と交渉するものとします。

2 契約保証金

契約金額の10分の1の額（1円未満の端数は切り捨て）とします。ただし、岐阜県会計規則第114条第2項に掲げる要件に該当するときは、免除します。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

契約の受託者（以下、「受託者」という。）は、委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守することとします。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めることとします。

4 セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記 2 「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守することとします。

5 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

6 暴力団の妨害又は不当介入における通報等

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければなりません。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがあります。

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

7 著作権

本業務の成果品に関しては、「著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条及び第 47 条の 2 に定める全ての権利並びに民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）第 206 条に定める所有権（以下「著作権等」という。）」を県が有します。

また、受託者は、本業務の成果品を、県の下承を得ずに、県への納品用途以外に利用してはなりません。

8 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期すため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第 7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第 8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」または「岐

岐阜製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、「評価会議」の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県林政部 森林活用推進課 森林吸収源対策室 森林吸収源対策係

TEL 058-272-8821 (内線 4347)

FAX 058-278-2702

電子メールアドレス c11513@pref.gifu.lg.jp

「令和5年度地域森林管理支援センター業務委託」
評価項目及び評価内容

- ① 評価会議構成員が下記の評価基準に基づき評価し、提案者毎の合計点を比較して順位を付ける。
- ② 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例：提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与する。但し、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とする。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付ける。ただし、順位点の合計が同点の場合、は見積額が少ない者を高い順位とする。なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定する。
- ④ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定する。
- ⑤ ①の評価会議構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点として、基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

| 評価項目及び評価内容 | | 評価点 | | | | | 重み | 配点 |
|-------------------|---|-------|----|----|------|----|----|----|
| 1 提案内容の有効性及び実現可能性 | | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 | | |
| ①目的 | ・業務の内容や目的、課題を理解し、業務に取り組む実施方針と期待される効果が数値目標で示されているか。 | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | ×1 | 5 |
| ②相談窓口 | ・課題解決のための効果的な相談対応となる提案となっているか。 ・業務の内容や目的、課題を理解し、適切な人員配置の提案となっているか。 | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | ×1 | 5 |
| ③巡回支援 | ・業務の内容や目的、課題を理解し、効果的な巡回支援の提案となっているか。 | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | ×1 | 5 |
| ④専門家相談斡旋業務 | ・業務の内容や目的、課題を理解し、効果的な市町村の課題を解決できる斡旋が行える提案となっているか。 | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | ×1 | 5 |
| ⑤短期支援 | ・業務の内容や目的、課題を理解し、効果的かつ効率的な短期支援業務の提案となっているか。 | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | ×2 | 10 |
| ⑥間伐計画策定支援 | ・効果的かつ効率的な計画策定支援の提案となっているか。 | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | ×3 | 15 |
| ⑦市町村研修 | 【カリキュラムの提案】 ・効果的かつ具体的な研修カリキュラムの提案となっているか。 ・適切な講師選定となっているか。 | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | ×1 | 5 |
| | 【研修の運営】 ・効果的かつ効率的な研修運営方法の提案となっているか。 | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | ×1 | 5 |

| | | | | | | | | |
|--|--|-------|----|----|------|----|-----|----|
| | 【改善提案】 ・次年度研修実施に向けた改善点の把握方法は適切か。 | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | × 1 | 5 |
| ⑧地域森林監理士研修 | ・効果的な研修内容の提案となっているか。 ・適切な講師選定となっているか。 | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | × 1 | 5 |
| ⑨情報発信 | ・効果的な情報発信の提案となっているか。 | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | × 1 | 5 |
| ⑩その他提案 | ・本業務の目的達成に資する効果的な提案となっているか。 | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | × 2 | 10 |
| 2 事業を適正かつ確実に実施する能力 | | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 | | |
| ① 森林経営管理制度や森林境界明確化等の森林・林業に関する知識、ノウハウ、経験があり、それらを十分に業務に生かせることが期待できるか。 | | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | × 3 | 15 |
| ② 業務のスケジュールが適切であり、事業を適正かつ確実に実施する体制を確保しているか。また、危機管理体制は十分であるか。 | | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | × 1 | 5 |
| ③ 事業費の積算は、提案された内容と整合し、実施するうえで適切なものであるか。 | | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る | × 1 | 5 |
| 3 社会的課題への取組 | | 5点満点 | | | | | | |
| 「仕事と家庭の両立支援」(2点)、「障がい者雇用」(2点)、「若者の採用・育成」(1点)といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。 | | () | | | | | × 1 | 5 |